

鳥取市通所型基準緩和サービス Q & A

問 1	通所介護と旧介護予防相当サービス（通所介護相当サービス）及び緩和した基準によるサービス（通所型サービス A）を一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。
-----	--

（答）

算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度者ケア体制加算」「個別機能訓練加算」「認知症加算」については、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所介護相当サービス及び通所型サービス A に従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱います。

また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度者ケア体制加算」「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービス A を含めて一体的に配置された職員が人員配置基準を満たしていることに加えて、加配職員の配置が必要です。

（令和 3 年 4 月報酬改定により修正）

問 2	通所介護と通所介護相当サービス及び通所型サービス A を一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算定すればよいか。
-----	---

（答）

サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、常勤換算法により介護福祉士が一定割合以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と通所介護相当サービス及び通所型サービス A を一体的に行う場合、一体的に配置した職員全員で割合を算出することとします。

この場合、通所介護と通所介護相当サービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定することが可能となります。

（令和 3 年 4 月報酬改定により修正）

問 3	通所介護と通所介護相当サービス及び通所型サービス A を一体的に行う場合、利用定員についてはどのように考えるのか。
-----	---

（答）

通所型サービス A の利用定員は、通所介護及び通所介護相当サービスと一体的に行う場合においても、通所介護及び通所介護相当サービスの利用定員とは別に定めます。

したがって、例えば通所介護と通所介護相当サービス及び通所型サービス A 合計定員が 18 名を超える場合であっても、通所介護及び通所介護相当サービスの合計定員が 18 名以下の場合には、地域密着型通所介護となります。

問 4	通所介護と通所介護相当サービス及び通所型サービス A を一体的に行う場合、事業所規模による区分の取扱いについてはどのように考えるのか。
-----	---

（答）

通所介護の事業所規模による区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平 27 厚生労働省告示 96）第五号イ（1）に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数（一体的に事業を実施している第一号通所事業（通所介護相当サービスに限る。）における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。）により算定すべき通所介護費を区分します。

したがって、一体的に行われる場合においても、通所型サービス A の利用人員数は通所介護の事業所規模区分の計算には含まれません。

問 5	事業の目的として定款へ位置付ける際には事業名としてどのように記載するのか。
-----	---------------------------------------

(答)

介護保険法で使用されている用語にて記載していただくことが適当であると考えます。

【例】「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

※ 変更について所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更についてご相談ください。

問 6	社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か。
-----	--

(答)

老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれているため、この場合、定款の変更は必要ありません。

問 7	重要事項説明等の取扱いについては、従来と同じと考えてよいか。
-----	--------------------------------

(答)

従来の運営規定と同じく、サービス提供の開始に際しては、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を文書により得る必要があります。

問 8	通所型サービス A の実施を検討しているが、利用者の送迎は一律に行わないこととしてもよいか。(令和3年9月追加)
-----	--

(答)

通所介護相当サービスと同様に、送迎については基本単位の中に算定されており、一律に送迎を行わない取扱いとは認められません。ただし、利用者の希望等により送迎を行わないことによる単位数の減算はありません。